

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6S6C1HK00370		6SRM1AA0010 0001								
品名 または 件名										
軽油 2 号（課税） ほか1件										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
62.00	KL									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
各地				各地						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
各地				令和8年7月31日（金）						

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

会計隊事務室及び陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年5月15日（金）10時00分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1)入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和07・08・09年度全省庁統一競争参加資格「物品の販売」のD等級以上の資格を有する者
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2)公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae>）、相浦駐屯地、大村駐屯地、竹松駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保商工会議所

(3)落札決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4)保証金に関する事項

- ア 入札保証金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：契約者が契約上の義務を履行しない場合には、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引かない金額を入札書に記載すること。

また、今般の契約については軽油（課税）であるため、軽油引取税（１ＫＬあたり１５，０００円／１Ｌあたり１５円）を含んだ金額をもって契約金額とする。

(6) 入札の無効

- ア 第２項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- イ 電信・電話による入札
- ウ 入札金額及び入札者名称が判別し難い入札
- エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 契約書等作成

落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。

適用する条項

「物品売買契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

なお、契約相手（甲）を分任契約担当官陸上自衛隊相浦駐屯地第３６３会計隊長とする。

(8) その他

- ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- イ 質疑については入札前日までに終了し、郵便入札する者は入札当日の質疑においては、承諾したものとみなす。
- ウ 郵便等による入札参加方式を推奨する。これは感染症蔓延防止などの防疫上の観点によるものであり、入札参加を希望する業者は努めて追及すること。なお、これは必ずしも現地での入札参加を制限するものではない。
- エ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和８年５月１５日（金）０９時００分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- オ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- カ 資格審査結果通知書の写しを入札日の前日（前日が休日の場合は更にその前日）までに努めて提出すること。
- キ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第８章を確認し承知のうえ参加すること。
- ク 第７項（８）エ・カの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。
- ケ 市価調査書については、令和８年５月１２日（火）１７時００分までにＦＡＸ又はメール、郵送等によって努めて提出すること。また、提出の遅延が明らかになった時点で早期に連絡し、具体的な提出日時及び方法を明らかにすること。
- コ 令和８年４月２５日（土）から令和８年５月１０日（日）までの間、春季休暇に伴い対応できないため、当該期間以外で確認すること。

(9) 問い合わせ先

〒８５８－８５５５ 長崎県佐世保市大湊町６７８番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
ＴＥＬ ０９５６－４７－２１６６
ＦＡＸ ０９５６－４７－２１６６
(内線２３４４ ※音声ガイダンスに沿って切り替えが必要です。)

メールアドレス 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

入札に関する事項 : 第３６３会計隊契約班 稗 田 内線２３４７
製品及び仕様書に関する事項 : 品目別内訳書参照

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6S6C1HK00370						単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	使用期限等			引 渡 場 所		
	品 名									搬 入 場 所	検 査	
	部品番号 または 規格											
	使用器材名				仕様書番号							
1	6SRM1AA0010	0001			KL	62.00	グループ	納 期	包 装			
	軽油 2 号（課税）							陸上自衛隊 相浦駐屯地				
	仕様書のとおり							相浦駐屯地業務隊 補給科 補給班				
								相業補給科 森 1 曹（2 3 8 5）				
2	6SRM1AA0010	0002			KL	8.00		令和8年7月31日				
	軽油 2 号（課税）							陸上自衛隊 崎辺分屯地				
	仕様書のとおり							相浦駐屯地業務隊 崎辺派遣隊 総務班				
								相業崎辺派総務班 久保 1 曹（2 2 5 2）				
				- 以 下 余 白 -				令和8年7月31日				

防衛省仕様書改正票

軽油

(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(2)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2209E (軽油) についてのものであり、D S P K 2209E (1) を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2209E と併用される。

1.4 a) 規格 中

- “J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表” を
“J I S K 2249－1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法
J I S K 2249－2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法
J I S K 2249－3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249－4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表” に改める。

1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

- “測定結果は、J I S K 2249 によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。” を
“測定結果は、J I S K 2249－1, J I S K 2249－2, J I S K 2249－3 又は J I S K 2249－4 によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。” に改める。

5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P
K 2 2 0 9 E

軽油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1－種類

種 類	物 品 番 号	納入区分	注 記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1 号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1 号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2 号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2 号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2 号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点，流動点，蒸留性状90%留出 温度及び目詰まり点を除き，J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
3 号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3 号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4 号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4 号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2 2 0 4 軽油

J I S K 2 2 4 9 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1 0 0 2 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

- a) 特1号及び特1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の特1号による。
- b) 1号及び1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の1号による。
- c) 2号及び2号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の2号による。
- d) 2号(艦船用)(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の2号による。ただし, 引火点は61℃を超えるものとし, 流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き, 流動点は -5°C 以下, 目詰まり点は -2°C 以下とする。また, 蒸留性状90%留出温度は 360°C 以下とする。
- e) 3号及び3号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の3号による。
- f) 4号及び4号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の特3号による。

3 品質保証

検査は, J I S K 2 2 0 4 によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1 0 0 2 に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1 0 0 2 に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0 0 0 1 による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15°C における容量(L)とする。ただし, バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2 2 4 9 によって, 密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

入 札 書

令和 8 年 5 月 15 日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未 殿

所 名 職 名	社 代 表 者	住 会 役 代

担当者
連絡先

金¥

(税込)

内

訳

No.	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	軽油2号(課税)	仕様書のとおり	キロリットル	62		
2	軽油2号(課税)	仕様書のとおり	キロリットル	8		
		合計				
		以下余白				
納地		陸上自衛隊 相浦駐屯地又は陸上自衛隊 崎辺分屯地				
納期		令和8年7月31日				

※ 当社(当団体)は、入札等参加者心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。
 ※ 「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。」

市価調査書

令和 8 年 5 月 14 日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未 殿

住 会 役代		社 表者		所名職名
--------------	--	-------------	--	------

担 当 者 先
連 絡

金¥ (税込)

内 訳

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	軽油2号(課税)	仕様書のとおり	キロリットル	62		
2	軽油2号(課税)	仕様書のとおり	キロリットル	8		
		合 計				
		以下余白				
納 地		陸上自衛隊 相浦駐屯地又は陸上自衛隊 崎辺分屯地				
納 期		令和8年7月31日				

※ 「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。」